

令和 8 年第 1 回衣浦東部広域連合議会定例会

議案説明書

(令和 8 年 2 月 18 日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	衣浦東部広域連合第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 3 号	衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 4 号	衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	27

議案第1号

衣浦東部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正されたことに伴い、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法を、書面掲示ではなくインターネットによる公表を前提にすること。

(2) 引用条項及び字句の改正

3 施行期日

令和8年5月21日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合行政手続条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第4号）

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第4項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（ <u>同条第3項後段</u> の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
2～4 (略)	2～4 (略)

新	旧
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

議案第2号

衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

会計年度任用職員の報酬の上限並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を見直すために、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 報酬の上限の改正

区分	改正後	改正前
月額	266,200円	211,400円
日額	12,700円	10,100円
時間額	1,700円	1,300円

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給率の改正

区分	改正後	改正前
期末手当	100分の126.25	100分の125
勤勉手当	100分の106.25	100分の105

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号）

新	旧
(報酬) 第3条 第1号会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは <u>266,200円</u> 、日額のときは <u>12,700円</u> 及び時間額のときは <u>1,700円</u> の範囲内とする。	(報酬) 第3条 第1号会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額のときは <u>211,400円</u> 、日額のときは <u>10,100円</u> 及び時間額のときは <u>1,300円</u> の範囲内とする。
2・3 (略) (期末手当) 第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 （略）	2・3 (略) (期末手当) 第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。 (1) (略) (2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 （略）
(3) (略) 2 (略) (勤勉手当) 第8条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。	2 (略) (勤勉手当) 第8条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

新	旧
(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額を超えてはならない。	(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従つて任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額を超えてはならない。
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)
2 (略)	2 (略)

議案第3号

衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 職員の住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を出発地又は到着地とする旅行についても旅費の支給の対象とするもの

イ 広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、旅費の支給を受けることができる者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことができることとするもの

ウ 鉄道賃、船賃、航空賃等の交通費及びその他の交通費（自家用車を使用する場合のものを除く。）に係る旅費の支給額を現に支払った額を限度とするもの

エ 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して広域連合長が規則で定める額又は現に支払った額のいずれか少ない額とするもの

オ 旅行雑費を支給しないこととするもの

カ 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を1夜当たり2,400円支給することとするもの

(2) 衣浦東部広域連合議会の議員の議員報酬及びその他特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 衣浦東部広域連合議会の議員及びその他特別職の職員の旅費に関する規定を整理するもの

イ 字句の改正

(3) 衣浦東部広域連合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

出頭人等に関する実費弁償の規定を整理するもの

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第18号）（第1条関係）

新	旧
目次	目次
<p>第1章 総則（第1条～第8条）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（第9条～第17条）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（第18条）</p> <p>第4章 雜則（第19条～第23条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき公務のために旅行する職員（特別職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親</p>	<p>第1章 総則（第1条～第11条）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（第12条～第20条）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（第21条）</p> <p>第4章 雜則（第22条～第24条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき公務のために旅行する職員（特別職の職員を除く。以下同じ。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び広域連合長が規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>

新	旧
<p>族をいう。</p> <p>(5) <u>旅行役務提供者</u> 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他広域連合長が規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行業者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他広域連合長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</p>	
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合<u>その他広域連合長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、</u></p>	<p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>2 職員又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に</u>次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合<u>において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、</u>その者の損失となつ</p>

新	旧
<p>その者の損失となった金額で広域連合長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他やむを得ない事情</u>により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で広域連合長が<u>規則で定める</u>金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(旅行命令等)</p>	<p>た金額で広域連合長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める</u>事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で広域連合長が定める金額を旅費として支給することができる。</p>
<p>第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u>の発する旅行命令等によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をする</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は、<u>任命権者</u>若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき<u>これを変更する</u>ことができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更する</u>には、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない</p>

新	旧
場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。	い場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。
5 (略)	5 (略)
6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、広域連合長が定める。 (旅行命令等に従わない旅行)	6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、広域連合長が <u>規則</u> で定める。 (旅行命令等に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により <u>変更を受けた</u> 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の <u>変更の申請</u> をしなければならない。	第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により <u>変更された</u> 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の <u>変更を申請</u> しなければならない。
2・3 (略) (旅費の種目)	2・3 (略) (旅費の種類)
第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u> とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃、宿泊料及び旅行雑費</u> とする。
	2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
	4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
	5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
	6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
	7 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
	8 内国旅行のうち第18条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条	第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場

新	旧
<p>に規定する旅費の種目及び第9条から第15条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅</p>	<p>合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p> <p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項各号のいずれかに該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第9条 1日の旅行において宿泊料又は旅行雑費について定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料又は旅行雑費を支給する。</u></p> <p><u>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを</p>

新	旧
<p>行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 支出命令権者は、その出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料等並びに第2項及び第3項に規定する期間は、広域連合長が定める。</p> <p>6 第4項に規定する給与の種類は、広域連合長が規則で定める。 (鉄道賃)</p> <p>第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 座席指定料金</p>	<p>当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 支払担当者等は、その出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</p> <p>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、広域連合長が規則で定める。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 前号の規定に該当する線路で座席指定料金を徴する客車を運行</p>

新	旧
<p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する急行料金及び座席指定料金は、1回の乗車区間が50キロメートル以上のものに<u>限る。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>	<p><u>するものによる旅行の場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する急行料金及び座席指定料金は、1回の乗車区間が50キロメートル以上のものに<u>限り支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p>

新	旧
(航空賃)	(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金
第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。 (航空賃)
(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用	第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
2 前項第1号に規定する運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。	
3 第1項の航空賃は、広域連合長が公務上必要と認めた場合に限り、支給する。	2 前項の航空賃は、広域連合長が公務上必要と認めた場合に限り、支給する。
(その他の交通費)	(車賃)
第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、自家用車を使用した場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。	第15条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に	

新	旧
<p>規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条 第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃 料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項ただし書の規定によるその他の交通費は、全路程を通算して 計算する。</p> <p>3 (略) (宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜当たり19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して 広域連合長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」とい う。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として 広域連合長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とす る。</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支 払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条 までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計 額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるため の費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第13条又は前条の規定による宿泊費 及び包括宿泊費に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊 手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。</p> <p>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる</p>	<p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定に より区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計 算する。</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>場合 1, 600円</p> <p>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円</p>	
<p>3 前2項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合であって、第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（前条の規定による包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊手当の額は、800円とする。</p>	
<p>4 前3項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中に自宅等（その住所若しくは居所又はこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、宿泊手当を支給しない。</p>	
	<p style="text-align: center;"><u>(宿泊料)</u></p> <p>第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(旅行雑費)</u></p> <p>第17条 旅行雑費の額は、別表の定額による。</p> <p>2 全経路が県内の地域にある旅行に係る旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。ただし、近隣市町のうち、広域連合長が定める市町への旅行及び碧南市、刈谷市、安城市、知立市又は高浜市に係る旅行（以下この条において「近隣市町への旅行等」という。）については、旅行雑費を支給しない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、全経路において公用車等（公務のために使用する私用自動車を含む。）を使用して旅行する場合は、旅行雑費を支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、近隣市町への旅行等を除き、第1項の定額の2分の1に相当する額を支給する。</p>

新	旧
	<u>(日額旅費)</u>
	<p><u>第18条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて広域連合長が指定するものとする。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>測量、調査、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u></p>
	<p><u>2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、広域連合長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p>
(退職者等の旅費)	<u>(退職者等の旅費)</u>
<u>第16条 (略)</u>	<u>第19条 (略)</u>
(遺族の旅費)	<u>(遺族の旅費)</u>
<u>第17条 (略)</u>	<u>第20条 (略)</u>
2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、 <u>第2条第4号</u> に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。	2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、 <u>第2条第1項第4号</u> に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。
(第18条 (略))	<u>(外国旅行の旅費)</u>
(旅費の支給額の上限)	<u>第21条 (略)</u>
<u>第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費 (第12条第1項ただし書によるものを除く。) に係る旅費の支給額は、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項に規定する種目ごとの各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない</u>	

新	旧						
<u>額を合計した額とする。</u>							
2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条及び第14条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。 (旅費の調整)							
第20条 (略) 2 (略) (旅費の特例)	(旅費の調整) 第22条 (略) 2 (略) (旅費の特例)						
第21条 (略) 2 (略) (旅費の返納)	第23条 (略) 2 (略)						
第22条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。 3 前項に規定する給与の種類は、広域連合長が規則で定める。 (委任)							
第23条 (略)	(委任) 第24条 (略) 別表 (第15条—第17条関係)						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">車賃 (1キロメートルにつき)</td> <td style="padding: 5px;">宿泊料 (1夜につき)</td> <td style="padding: 5px;">旅行雑費 (1日につき)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>37円</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>13,500円</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>1,500円</u></td> </tr> </table>	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	旅行雑費 (1日につき)	<u>37円</u>	<u>13,500円</u>	<u>1,500円</u>
車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	旅行雑費 (1日につき)					
<u>37円</u>	<u>13,500円</u>	<u>1,500円</u>					

新旧対照表

○衣浦東部広域連合議会の議員の議員報酬及びその他特別職の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第15号）（第2条関係）

新	旧						
(議員報酬及び報酬の額) 第2条 (略) 2 報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用弁償)	(議員報酬及び報酬の額) 第2条 (略) 2 報酬の額は、別表第1のとおりとする。 (費用弁償)						
第6条 議会の議員又はその他特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、 <u>包括宿泊費及び宿泊手当</u> とする。 (鉄道賃等の額)	第6条 議会の議員及びその他特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の旅費は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とする。 (鉄道賃等の額)						
第7条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額は、一般職の職員の例による。 (宿泊費等の額)	第7条 鉄道賃、航空賃及び船賃の額は、一般職の職員の例による。 (車賃等の額)						
第8条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり27,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して広域連合長が定める。 2 包括宿泊費及び宿泊手当の額は、一般職の職員の例による。	第8条 車賃、宿泊料及び旅行雑費の額は、別表第2のとおりとする。						
別表 報酬の額（第2条関係） (略)	別表第1 報酬の額（第2条関係） (略) 別表第2 車賃等の額（第8条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">車賃（1キロメートルにつき）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">旅行雑費（1日につき）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>37円</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>15,500円</u></td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>1,500円</u></td> </tr> </table>	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）	<u>37円</u>	<u>15,500円</u>	<u>1,500円</u>
車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）					
<u>37円</u>	<u>15,500円</u>	<u>1,500円</u>					

新旧対照表

○衣浦東部広域連合証人等の実費弁償に関する条例（平成15年4月18日衣浦東部広域連合条例第34号）（第3条関係）

新	旧
<p>（実費弁償の額及び支給方法）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、実費弁償の額及び支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p>	<p>（実費弁償の額及び支給方法）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、実費弁償の額及び支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。<u>ただし、旅行雑費については、衣浦東部広域連合職員の旅費に関する条例（平成15年衣浦東部広域連合条例第18号）別表に定める定額により支給することとする。</u></p>

議案第4号

衣浦東部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、改正を行う必要があるため。

2 改正の概要

(1) 簡易サウナ設備関係（第10条関係）

ア 屋外等に設ける「テント型サウナ室」又は「バレル型サウナ室」の放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義したこと。

イ 簡易サウナ設備と周囲の可燃物との離隔距離は、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は引火しない距離のいずれかが確保されていればよいとしたこと。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる装置を原則として設けることとしたこと。

(2) 一般サウナ設備関係（第10条の2関係）

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義したこと。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第63条関係）

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）について、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたこと。

(4) 規定の削除（第38条関係）

火災に関する警報の発令中における火の使用に係る制限のうち、屋内における裸火を使用する際の制限（窓、出入口等の閉鎖）を削除したこと。

(5) 住宅における火災の予防の推進（第38条の7関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記したこと。

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○衣浦東部広域連合火災予防条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第25号）

新	旧
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバール型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。</u></p>	

新	旧
<u>(一般サウナ設備)</u>	<u>(サウナ設備)</u>
<p>第10条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第38条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第38条の7 衣浦東部広域連合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第10条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第38条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入り口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第38条の7 衣浦東部広域連合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(7) <u>の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(8) <u>一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(9) ~ (18) (略)</p>	<p>2 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第63条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <u>サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(9) ~ (18) (略)</p>